

令和2年第3回八雲町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月16日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第9号まで
令和元年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第 1 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 八雲町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 5 号 訴え提起前の和解の申立てについて
- 日程第 7 議案第 6 号 訴えの提起について
- 日程第 8 議案第 7 号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 10 議案第 9 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
議案第 10 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 11 議案第 13 号 令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 12 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度八雲町病院事業会計補正予算(第2号))
- 日程第 13 議案第 14 号 令和2年度八雲町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 14 議案第 15 号 令和2年度八雲町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 15 議案第 16 号 令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 16 報告第 1 号 株式会社青年舎の経営状況の報告について
- 日程第 17 報告第 2 号 令和元年度八雲町病院事業会計継続費の清算について
- 日程第 18 報告第 3 号 専決処分の報告について
(奨学金の返還に関する和解について)
- 日程第 19 同意第 1 号 八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を
求めることについて
- 日程第 20 同意第 2 号 八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めること
について
- 日程第 21 同意第 3 号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めること
について

- 日程第 2 2 発委第 1 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 日程第 2 3 発委第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書
- 日程第 2 4 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書
- 日程第 2 5 発議第 2 号 コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書
- 日程第 2 6 発議第 3 号 特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する意見書
- 日程第 2 7 発議第 4 号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書
- 日程第 2 8 発議第 5 号 北海道子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書
- 日程第 2 9 発議第 6 号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書
- 日程第 3 0 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○欠員（2名）

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
総 務 課 参 事	岡 島 広 幸 君	併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
新 幹 線 推 進 室 長	阿 部 雄 一 君	政 策 推 進 課 長	竹 内 友 身 君
会 計 管 理 者		財 務 課 長	川 崎 芳 則 君
兼 会 計 課 長	馬 着 修 一 君	住 民 生 活 課 長	川 口 拓 也 君
保 健 福 祉 課 長	戸 田 淳 君	農 林 課 長	加 藤 貴 久 君
農 林 課 参 事	荻 本 正 君	併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
商 工 観 光 労 政 課 長	藤 牧 直 人 君	水 産 課 長	伊 藤 修 君
建 設 課 参 事	藤 田 好 彦 君	建 設 課 長	鈴 木 敏 秋 君
環 境 水 道 課 参 事	佐 藤 英 彦 君	環 境 水 道 課 長	田 村 春 夫 君
公 園 緑 地 推 進 室 長	佐 藤 尚 君	落 部 支 所 長	佐 藤 尚 君
学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君	教 育 長	土 井 寿 彦 君
社 会 教 育 課 長		学 校 教 育 課 参 事	齊 藤 精 克 君
兼 図 書 館 長		体 育 課 長	三 坂 亮 司 君
郷 土 資 料 館 長	佐 藤 真 理 子 君	農 業 委 員 会 会 長	小 林 石 男 君
町 史 編 さん 室 長		監 査 委 員	千 田 健 悦 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	金 浜 ゆ かり 君	総 合 病 院 庶 務 課 長	竹 内 伸 大 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	外 崎 正 廣 君	総 合 病 院 地 域 医 療 連 携 課 長	長 谷 川 信 義 君
総 合 病 院 事 務 長	成 田 耕 治 君	消 防 長	大 湊 聡 君
総 合 病 院 医 事 課 長	石 黒 陽 子 君	八 雲 消 防 署 庶 務 課 長	堤 口 信 君
総 合 病 院 地 域 連 携 医 療 連 携 課 参 事	加 藤 孝 子 君	八 雲 消 防 署 警 防 救 急 課 長	大 清 水 良 浩 君
八 雲 消 防 署 長	高 橋 朗 君		
八 雲 消 防 署 予 防 課 長	今 村 幸 一 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地 域 振 興 課 長	野 口 義 人 君	住 民 サ ー ビ ス 課 長	北 川 正 敏 君
兼 熊 石 教 育 事 務 所 長		熊 石 消 防 署 長	荒 谷 佳 弘 君
産 業 課 長	吉 田 一 久 君		
海 洋 深 層 水 推 進 室 長	福 原 光 一 君		
熊 石 国 保 病 院 事 務 長			

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併 議 会 事 務 局 次 長	成 田 真 介 君
併 監 査 委 員 事 務 局 長		監 査 委 員 事 務 局 次 長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併 監 査 委 員 事 務 局 監 査 係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に佐藤智子さんと千葉隆君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。
本日の会議に、決算特別委員会に付託をした令和元年度各会計歳入歳出決算認定に係る審査報告書が提出されております。
このほかに、町長より議案2件及び報告1件が追加提出されており、総務経済常任委員会より意見書2件、議員発議による意見書6件、議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書が提出されております。
また、追加提出されております議案書の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり、訂正をお願いいたします。以上でございます。

◎ 日程第2 認定第1号から認定第9号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 認定第1号から認定第9号まで、令和元年度各会計歳入歳出決算認定にかかる各案を一括議題といたします。
本件は、兼ねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて、議題とするものであります。報告書はお手元に配付のとおりであります。
決算特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
○決算特別委員会委員長（大久保建一君） 議長。決算特別委員会委員長。
○議長（能登谷正人君） 決算特別委員会委員長。
○決算特別委員会委員長（大久保建一君） 決算特別委員会委員長として、補足説明をいたします。

去る9月11日の本会議で付託がありました、認定第1号令和元年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、認定第9号までの各特別会計及び公営企業会計決算認定の審査に当たるため、9月11日14日、15日の3日間にわたり委員会を開催いたしました。

議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますので、その審査の経過につきましては省略をいたしますが、精力的に審査に取り組み採決を行った結果、

各会計決算につきましては、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、審査を通じて委員各位から述べられました、質疑、意見について十分にその真意を汲み取られ、今後の行政執行にあたって反映していただくよう、強く望むものであります。

令和元年度の決算を見ますと、町理事者及び職員各位の努力により、財政の健全化判断比率は適正值内を維持しております。しかしながら今後は新型コロナウイルス感染症が地域経済へ、どのような影響を及ぼすのか、また町税や地方交付税の減少を考えますと。厳しい財政運営を強いられることが心配されます。今後とも緊張感を持って、健全で持続可能な財政運営に向けて、一層の努力を望むものであります。

なお、本委員会において意見調整の結果、町理事者に伝えるべきであるとの意見で一致しました事項について、申し添えます。

一点目は、基金残高の維持に対する評価であります。ふるさと納税新制度への意向によって、寄附額の落ち込みが心配されましたが、まちづくりPR事業の効果もあって、寄附額が20億を超える結果となったことなどが、基金全体として一定程度残高を維持できた要因であると評価するところであります。

二点目は、町債の今後の償還についてであります。監査委員による審査意見書の意見にもあったとおり、令和元年度は大型事業の集中による町債の増加があり、今後の大型事業の実施状況によっては、償還が一定時期に集中するという懸念があります。

事業の重要度や優先度を見極めるのはもちろんであります。費用対効果の検討も重要であります。これらを慎重に検討され、持続可能な財政運営に向けて、今後の事業の実施や時期を判断していただきたい。

三点目は、総合病院の経営改善についてであります。令和元年度決算において総合病院に対する基準外繰入れが増加していることは、監査委員による審査意見でも指摘されているところであり、依然として厳しい状況が続いております。

医師確保については、来年4月から内科医師が1名確保され、また総合病院に興味を持たれた医師から病院見学の問い合わせがあるなど、期待されるではありますが、医師の充足に向けて、引き続き努力を願うところであります。

また、令和元年度に経営改善アドバイザーを導入し、改善に向けて取り組まれておりますが、医療スタッフと事務方の意思疎通、連携をさらに強化し、収益、費用ともに、アドバイザー導入の効果が確実に現れるよう、全職員一丸となって取り組んでいただきたい。以上が、特に伝えるべき内容であります。

監査委員におかれましては、例月出納検査、定期監査及び決算審査などに対して、ご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

最後に連日にわたり熱心に審査にあたられました、委員各位、町理事者及び職員各位に対し、深く敬意と感謝を申し上げ、委員長のご補足説明といたします。

○議長(能登谷正人君) 委員長報告に対する質疑は議長及び監査委員である議員を除く、全議員が決算特別委員であることから、これ省略いたします。

委員長の報告はいずれも原案のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論あり」という声あり)

討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 認定第2号、令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計決算認定に反対する立場で討論いたします。

現在の国保会計は一般会計から借入れを行い、それを基金に積立てて、基金からの繰入れによって予算を編成しております。昨年は条例改定もして所得割率も均等割、平等割も引き上げられました。

監査委員の審査意見書には、不納欠損額が前年度対比680万1千円の増加、収入未済額は前年と比較して1,254万6千円増加が指摘されています。

国民健康保険税に至っては、収納率は現年課税分が前年度より2.7ポイント低下、滞納繰越分は前年度より4.0ポイント低下しているということでございます。

もともと負担の重い国民健康保険税を軽減するために借入れではなく、一般会計からの繰入を要求して反対討論といたします。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします

○議長(能登谷正人君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

まず、認定第2号、令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。この採決は、起立によります。

お諮りいたします。認定第2号については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、ただ今採決をいたしました、認定第2号を除く、認定第1号及び認定第3号から認定第9号までの8件について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただ今申し上げました、認定第1号及び認定第3号から認定第9号

までの8件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、及び認定第3号から認定第9号までの8件については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第3 議案第1号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長。建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第1号、八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページをお開き願います。

本条例は、町営住宅の施設内容が条例による規定事項であるため、老朽化に伴う、その整理、解体にあたりその規定の改正が必要であり、具体的には、この程、解体、廃止しようとする三杉町団地4棟の廃止について規定を改正しようとするものであります。

改正は、条例第3条住宅等の設置で規定する別表第1の改正であり、その内容は議案の別表第1の太枠部分の削除であります。

現行欄の太枠部分で、三杉町団地、昭和36年度建設、三杉町25番地19、簡易耐火構造コンクリートブロック造、平屋建、2棟8戸、及び、次の段、昭和39年度建設、同じく三杉町25番地19、簡易耐火構造コンクリートブロック造、平屋建、2棟8戸、計4棟16戸の用途廃止、解体工事に伴うもので、別表第1から当該部分を削除し、次の項以降を繰り上げしようとするものであります。

附則は、改正条例の施行期日の規定で、交付の日から施行しようとするものであり、その後解体工事に着手するものであります。

以上、議案第1号、八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第4 議案第2号八雲町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長。建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第2号、八雲町都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。議案書2ページをお開き願います。

本件は、現行の都市計画審議会委員の任期が10月25日をもって満了となることに伴い委員数の見直し及び委員の選任要件の規定を整理しようとするものであります。

具体的には、委員の選任要件については、現行条例において、自治基本条例に基づく公募委員の規定が明確ではなく、実際、現委員に公募手続きによる委員が存在しないことから新たに規定しようとするものであります。

また、委員数については、現行条例が合併後・新町の平成17年に制定の後、検証作業を行っておらず、この間の人口減少を踏まえ委員数の規定を現行の10人以内から8人以内に減員しようとするものであります。

以上から改正条例は、第2条第1項に規定する委員数を現行の10人以内から、改正後8人以内へ改正、第3条第1項に規定する委員の要件に、改正後において町内に住所を有する者のうち公募による者を追加しようとするものであります。

附則として、この改正条例は公布の日から施行するもので、具体的には、次期委員の選任から適用しようとするものであります。

以上で、議案第2号、八雲町都市計画審議会条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくお願います。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長。建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第4号、工事請負契約の締結についてをご説明いたします。議案書4ページをお開き願います。

本件は、道路橋の長寿命化修繕計画に基づく中の橋・泉源橋の修繕工事について、8月31日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

1 工事の種類は、中の橋外修繕工事で、工事内容は、町道相沼内川沿線の供用後48年経過した中の橋において、床版の補強、塗装などの修繕工事、町道湯の沢線の供用後31年経過した泉源橋において、橋台と、その法面の修繕工事であります。

2 契約の方法は、地域限定型一般競争入札により8月31日執行したもので、3 契約の金額は、8,019万円、4 契約の相手方は、二海郡八雲町野田生181番地、株式会社河井工業、代表取締役 河井善雄であります。

5 工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6 契約の締結の時期は、令和2年9月中、本定例会において議決をいただいたのちといたし、工期につきましては契約日より令和3年2月26日までであります。

以上で、議案第4号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく願います。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第5号

○議長(能登谷正人君) 日程第6 議案第5号訴えの提起前の和解の申立てについてを議

題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長。住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第5号 訴え提起前の和解の申立てについて、ご説明いたします。

議案書5ページからでございます。

本件は、アイヌ住宅整備資金の貸付けを受けて、長期にわたり当該貸付金の償還をしないものを相手方とする、訴え提起前の和解の申立てについて、地方自治法第96条第1項、第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

申立ての内容でございますが、1の当事者につきましては申立人を八雲町長とし、相手方を二海郡八雲町の在住者とするものでございます。

2の和解の要旨でございますが、相手方は町から住宅新築資金としてアイヌ住宅整備資金の貸付けを受けましたが、長期間にわたり償還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらずこれに応じなかったため、町は相手方に対し、本件貸付金の一括償還を請求したところ、未償還分について分割の方法により償還する旨の申し入れがあり、町と相手方の間で償還方法について合意したため、本件貸付金の償還に関し、民事訴訟法第275条第1項の規定により、訴え提起前の和解を求め申し立てするものであります。

次に3の和解の内容でございますが、

(1)として、相手方は本件貸付金の未償還金として800万2,668円の償還義務を認めること。

(2)として、未償還金は分割で償還することとし、アの償還方法としては役場に現金を持参するか、納入通知書で町が指定する金融機関口座に振り込むか、いずれかの方法とすること。イの償還期限と償還額については、令和2年10月から令和15年12月までは毎月5万円、償還最終月の令和16年1月に限り52,668円と定め、これらを各月の末日までに償還し、期限前の弁済が可能な場合は繰上げて随時償還することができることとしております。

6ページをお願いします。

次に上段(3)では、分割償還を通算して2回怠ったときは未償還金を一括で償還すること。

(4)では、和解申立て費用については各自負担することと定めております。

次に4の訴え提起前の和解に至るまでの経過概要でございますが、町は相手方に対し平成9年11月6日に本件貸付金の貸付を決定し、相手方は本件貸付金の償還を平成10年9月17日から開始したものであります。

しかしながら相手方は、本件貸付金のうち平成11年度分から平成29年度分までの800万2,668円の償還を怠ったものであります。

そこで町は、相手方に対し特定記録郵便にて令和2年8月12日までに本件貸付金の償還と相談等の連絡がなければ法的措置に着手する意思表示を行ったところ、相手方から連絡

があり、令和2年7月30日に面談した結果、未償還金を分割の方法により償還する旨申し入れがなされたため、町は訴え提起前の和解による解決を説明したところ和解の申し出があり、令和2年8月6日に相手方から即決和解合意書が提出されたものであります。

よって、町と相手方の間で本件貸付金の償還について、訴え提起前の和解を求める申し立てをするものでございます。

最後に5の管轄裁判所につきましては八雲簡易裁判所となります。

なお、本案件につきましては議決をいただきましたのちに、弁護士への委託により事務を進めて参ります。

以上、議案第5号訴え提起前の和解の申立てについての説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。質疑ございませんか。

○4番(横田喜世志君) 議長。横田。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4番(横田喜世志君) この文面から貸付金額というのが出てるんですけども、20年近くにわたる支払いがなかった分の利息なんていうのは発生していないんですか。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 利息といいますか、違約金といったかたちでですね、本来条例上規定がございまして、本来であれば掛かってくるんですが、これまでもですね、家計の事情等で計画どおり償還ができない方であってもですね、少ない額、計画通りに払えない方、継続的に償還してる方につきましても、違約金の上乗せはしてきていないのが実情でございます。

このようなことを取り扱ってきたのはですね、これまで当町の様々な大規模公共事業においてですね、アイヌ関連事業に多額の補助金などで町が相当な恩恵を受けてきたこと、また他市町村でもですね、様々こういった貸付け条例がある中で、アイヌ貸付金に係る整備がされている条例がある市町村におかれましては、同じようにですね、こういうふうなかたちで違約金がとられていない部分と足並みをそろえているということでございますので、ご理解をお願いします。

○4番(横田喜世志君) 議長。横田。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4番(横田喜世志君) 議案第6号では、10.75%という部分があるんですけども、それとの整合性みたいなのはどうなんですか。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 議案第6号のほうはこれから説明させていただくんですが、こちらのほうは訴えの提起というかたちでございます。

弁護士に相談したところ、いわゆる法的措置、訴えの提起に至る段階ではですね、この

違約金をしっかりと明記する必要があるということでございます。

ただしですね、その後事務を進行する中で、当然、財産の状況、そういった部分で払えるか払えないかといった事情を考慮していくもので、その中でですね、やはり違約金をどうしても免除しなければならないとか、そういった可能性があればこれまでの経過と照らし合わせて、柔軟に対応していくものでございます。

○議長(能登谷正人君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第6号

○議長(能登谷正人君) 日程第7 議案第6号訴えの提起についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 議案第6号、訴えの提起についてご説明いたします。議案書7ページをお願いいたします。

本件につきましても、先ほどの議案第5号と同様、アイヌ住宅整備資金に関わる案件でございますが、本件は、長期にわたり、当該貸付金の償還をしない者を被告とする、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

訴え提起の内容でございますが、1の当事者として、原告を、八雲町長とし、被告は、記載のとおり二海郡八雲町の在住者でございます。

2の訴えの要旨でございますが、被告は、町から住宅改良資金として、アイヌ住宅整備資金の貸付けを受けましたが、長期間にわたり償還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかったため、被告に対し、本件貸付金の一括償還を請求したところでありましたが、被告はこれに応じず、意思表示もなかったことから、今後も自主的な償還を期待することができないため、本件貸付金の未償還金を求める訴えを提起するもの

であります。

次に3の訴え請求の内容でございますが、(1)として、被告は原告に対し、貸付金495万3,510円、及び未償還金に対する各償還期限翌日から償還済みまで年10.75%の割合による金員を支払うこと。

(2)としては、本件訴訟費用については、被告の負担とし、以上の2点の判決、並びに仮執行宣言を求めるものでございます。

続いて、4の訴えの提起に至るまでの経過概要でございますが、町は、被告に対し、平成10年9月21日に本件貸付金の貸付を決定し、被告は、本件貸付金の償還義務を負いましたが、本件貸付金のうち、平成11年度分から平成25年度分までの495万3,510円の償還を怠ったものであります。

そこで町は、被告に対し、特定記録郵便にて、令和2年8月12日までに本件貸付金の償還と相談等の連絡がなければ法的措置に着手する意思表示を行いましたが、被告からは、指定期日を過ぎても何ら連絡もなく、本件貸付金の償還に応じないままでございます。

よって、町は、被告に対し、本件貸付金の未償還金を求めるものでございます。

8ページをお願いします。

次に5の管轄裁判所につきましては、函館地方裁判所で、6の訴訟に関する取り扱いなどにつきましては、弁護士法人佐々木総合法律事務所、代表社員、佐々木泉顕氏ほかを代理人として訴えを提起するもので、被告から未償還金を償還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合には和解するものであります。

また、判決の結果、必要があれば上訴するものであります。

なお、本案件につきましても、議決をいただいたのちに、弁護士への委託により事務を進めてまいります。

以上、議案第6号、訴えの提起についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 7 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 8 議案第 7 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、赤井睦美さんの退場を求めます。

(「赤井睦美さん退場」)

○議長(能登谷正人君) 提出者の説明を求めます。

○商工観光労政課長(藤牧直人君) 議長。商工観光課長。

○議長(能登谷正人君) 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長(藤牧直人君) 議案第 7 号指定管理者の指定について、ご説明いたします。議案書の 9 ページであります。

本件は、平成 26 年に、北海道立公園噴火湾パノラマパーク内に設置しました八雲町情報交流物産館丘の駅の管理運営に関し、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間をもって、指定管理者として協定を締結していた一般社団法人八雲観光物産協会より、役員の高齢化や昨今の現場スタッフの確保の困難性など、将来的な運営体制の不安要素から事業継続が厳しいため、指定管理に関する協定締結を解除したいとの申出があり、これを審査した結果、やむを得ないと認められたことから、新たな指定管理者によって管理運営を行おうとするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者により指定管理運営をする公の施設の名称は八雲町情報交流物産館丘の駅であります。

指定管理者として指定する者は、二海郡八雲町末広町 89 番地、株式会社木蓮、代表取締役佐藤有季であります。

この法人の選定に当たっては、八雲町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、当該施設の性格、規模及び機能等から、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときは、公募によらない指定管理者の候補者として選定をすることができるため、令和 2 年 8 月 4 日開催の八雲町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査し、選定したものであります。

指定する期間は、令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年 6 か月間としようとするものであります。

以上で議案第 7 号の提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

赤井睦美さんの入場を求めます。

(「赤井睦美さん入場」)

◎ 日程第9 議案第8号

○議長(能登谷正人君) 日程第9 議案第8号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長(三澤 聡君) 議長。総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(三澤 聡君) 議案第8号 北海道市町村職員 退職手当組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

議案書10ページでございます。

本件は、北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更について協議するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

このたびの規約の変更につきましては、加入団体の解散による、脱退に伴うもので、令和2年3月31日付で、山越郡衛生処理組合が解散したため、また、令和2年9月30日付で、奈井江、浦臼町学校給食組合が解散するため、規約を変更するものでございます。

附則としまして、施行期日は、総務大臣の許可の日からとしております。

以上、簡単ですが、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 9 号及び議案第 10 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 10 議案第 9 号北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び、議案第 10 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、関連がありますので一括議題といたします。

○総務課長(三澤 聡君) 議長。総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(三澤 聡君) 議案第 9 号、北海道市町村 総合事務組合規約の変更について、及び議案第 10 号、北海道町村議会議員 公務災害補償等組合規約の変更について、一括でご説明申し上げます。

議案書 11 ページから 12 ページまででございます。

本件は、先程述べました 2 つの組合の規約の変更について協議するため、地方自治法第 286 条第 1 項および同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

このたびの規約の変更につきましては、加入団体の解散による、脱退に伴うもので、令和元年 7 月 31 日付で札幌広域圏組合が解散、令和 2 年 3 月 31 日付で山越郡衛生処理組合が解散したため、また、令和 2 年 9 月 30 日付で奈井江、浦臼町学校給食組合が解散するため、規約を変更するものでございます。

附則としまして、施行期日は、北海道市町村総合事務組合規約については、北海道知事の許可の日から、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約については、総務大臣の許可の日からとしております。

以上、簡単ですが、議案第 9 号、および議案第 10 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 13 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 11 議案第 13 号 令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長。保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議案第 13 号 令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。

議案書 39 ページをお開き願います。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、保健事業勘定 歳入歳出予算の総額に、それぞれ、2,089 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、19 億 4,801 万 2 千円にしようとするものであり、令和元年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

議案書 43 ページの下段であります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、2,089 万 9 千円の追加は、令和元年度の介護給付費及び、地域支援事業費に係る負担金及び交付金について、このほど、清算手続きにより返還金が確定したことから、節説明欄記載のとおり、補正しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、2,089 万 9 千円の追加であります。

続いて、これに対応する歳入について、ご説明いたします。

同じページの上段を、ご覧願います。

5 款、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 282 万 6 千円の追加は、令和元年度の介護給付費交付金の確定額が、交付済額を上回ったことによる、追加の交付金であります。

8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 1,807 万 3 千円の追加は、歳出で説明しました、介護給付費等に係る負担金等の返還金から、ただいまご説明しました、追加の交付金を差引いた令和元年度の精算分について、介護給付費準備基金からの繰入れにより、対応しようとするものであります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 2,089 万 9 千円の追加であります。

以上で、議案第 13 号、令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 承認第 2 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 12 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件は令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算第 2 号を専決処分したことに対する承認でございます。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長。総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

議案書 58 ページ及び 59 ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算第 2 号について、令和 2 年 8 月 17 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

補正予算第 2 号は、病院事業における新型コロナウイルス感染症対策のうち、緊急性の高い事業である、総合病院中央棟 6 階病棟換気設備の改修及び、新型コロナウイルスを特定する検査に用いる、遺伝子増幅検査機器の整備を行うため、これら執行に係る予算の確保について、令和 2 年 8 月 17 日付けで専決処分いたしましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和 2 年度病院事業会計補正予算第 2 号について、説明いたします。

議案書 60 ページをご覧ください。

このたびの補正は、第 2 条資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入、第 5 項 総合病院補助金に 1,056 万円を追加し、2 億 5,739 万 2 千円とし、支出、第 1 款資本的支出、第 1 項総合病院建設改良費に 1,056 万円を追加し、2 億 1,116 万 1 千円とするものであります。

詳細につきまして、議案書 61 ページにより説明いたします。

議案書をお開き願います。

補正予算実施計画により、支出から説明いたします。

支出、第 1 款資本的支出、第 1 項総合病院建設改良費、1 目施設整備費工事請負費 396 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、中央 6 階病棟における一般

病床での患者受入体制に万全を期すため、当該病室の空気が他の病棟に循環しないための、空調配管ルートの切り替え及び出力の高い換気扇設備への取り替えに要する費用の計上であります。

2目固定資産購入費、備品購入費 660 万円の追加は、新型コロナウイルスを特定するための、遺伝子増幅検査機器 3 台を購入するための計上であります。

これに対応いたします収入についてであります。収入、第 1 款資本的収入、第 5 項総合病院補助金、1 目補助金道補助金 1,056 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を計上するものであります。

当該交付金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の財政支援パッケージのうち、当該感染症の治療を行う医療機関に対する支援メニューを活用するもので、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に生じた対策経費について、予算の範囲内において 10 分の 10 の補助率となるものであります。

以上で、承認第 2 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 14 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 13 議案第 14 号令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算第 3 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長。総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議案第 14 号、令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算第 3 号について、説明いたします。

議案書 45 ページをお開き願います。

この度の補正は、病院事業における新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を計上しようとするものであります。

第 2 条収益的収入及び支出であります。収入、第 1 款病院事業収益、第 3 項総合病院

医業外収益に3億4,280万7千円を追加し、8億5,019万円とし、第5項総合病院特別利益に8,800万円を追加し、1億4,116万8千円とし、第6項国保病院特別利益に1,500万円を追加し、9,500万円とするものであります。

支出であります。第1款病院事業費用、第1項総合病院医業費用462万3千円を追加し、57億6,750万6千円とし、第5項総合病院特別損失に8,800万円を追加し、1億558万円とし、第6項国保病院特別損失に1,500万円を追加し、1,630万円とするものであります。

第3条資本的収入及び支出であります。収入、第1款資本的収入、第5項総合病院補助金に246万1千円を追加し、2億5,985万3千円とするものであります。

支出であります。第1款資本的支出、第1項総合病院建設改良費に246万1千円を追加し、1億1,362万2千円とするものであります。

詳細につきまして、議案書46ページ及び、48ページにより説明いたします。

議案書46ページをお開き願います。

補正予算実施計画により、総合病院に係る収益的収入及び支出、支出から説明いたします。

支出、第1款病院事業費用、第1項総合病院医業費用、2目材料費、診療材料費425万4千円の追加は、感染症患者等の治療の際に装着する、N95マスク等の感染防護資材の計上であります。

3目経費、消耗品23万円の追加は、資本的収入及び支出で詳細を説明いたします。発熱外来待合室、兼、検体採取室を整備する際に必要なパーティション及びパイプ椅子に10万5千円、院内保育所の手指消毒剤等の感染対策用消耗品に、12万5千円の計上であります。

賃借料13万9千円の追加は、発熱外来を受診中の患者のトイレ使用に当たり、院内の導線分離を目的とした、仮設トイレ借上料の計上であります。

第5項総合病院特別損失、3目その他特別損失8,800万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金であり、1月28日から6月30日までの間に10日以上病院に勤務し、患者対応に当たった職員及び委託事業者職員計440名分の計上であり、一人当たりの支給額は20万円であります。

これに対応いたします収入について、説明いたします。

第1款病院事業収益、第3項総合病院医業外収益、4目補助金、道補助金3億4,280万7千円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、施設等整備分として、感染防護資材、発熱外来待合室整備に係る消耗品、院内保育所感染対策消耗品、及び、発熱外来受診患者専用仮設トイレ借上料と同額の462万3千円、並びに、感染症患者等を受け入れるために確保した病床に対する空床補償に係る交付金として、3億3,818万4千円の計上であります。

空床補償に係る交付金の内容であります。感染症患者及び疑い患者の入院受け入れに当たりましては、感染症病床4床に加え、一般病床4床、合計で8床の受け入れとしておりますが、これに伴い一般病床14床を休床としております。

これら病床 22 床につきましては、一般の患者を受け入れることができないことから、当該病床の延べ空床数に応じた損失補填的性質の交付金として見込むものであります。

第 5 項総合病院特別利益、1 目その他特別利益 8,800 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金であり、感染症対応従事者慰労金と同額の計上であります。

議案書 47 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出について、支出から説明いたします。

支出、第 1 款資本的支出、第 1 項総合病院建設改良費、1 目施設整備費、工事請負費 92 万 3 千円の追加は、発熱外来待合室兼ねて検体採取室に設置する冷暖房エアコンほか電気工事に係る費用の計上であります。

2 目固定資産購入費 153 万 8 千円の追加は、発熱外来待合室兼ねて検体採取室としてプレハブ建物 9.9 m² 2 棟の購入及び、発熱外来診察室に設置する高機能フィルター付きパーティション機器 2 台の購入に要する経費の計上であります。

これに対応いたします収入であります。収入、第 1 款資本的収入、第 5 項総合病院補助金、1 目補助金、道補助金 246 万 1 千円の追加は、発熱外来待合室等の関連設備整備に充当する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金であり、支出額と同額の計上であります。

議案書 48 ページをお開き願います。

国保病院に係る収益的収入及び支出であります。支出から説明いたします。

第 1 款病院事業費用、第 6 項国保病院特別損失、第 2 目その他特別損失 1,500 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金であり、職員及び委託事業者職員計 75 名分の計上であります。

これに対応いたします収入であります。収入、第 1 款病院事業収益、第 6 項国保病院特別利益、1 目その他特別利益 1,500 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金であり、感染症対応従事者慰労金と同額の計上であります。

以上で、議案第 14 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9 番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9 番(三澤公雄君) 新型コロナウイルス対策ということで注目しますと、46 ページで賃借料で発熱外来向けに仮設トイレを借りるとなっていますが、近年インドの感染者増大の中で、排せつ物の管理とか注目されていますけども、これ汲み取り式の普通のを借りた場合、その後も患者さんが発生した後の、そのあとの汲み取りのかたちとかも整理されているのでしょうか。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長。総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 仮設トイレ、使用排せつ物の処理でございますが、

今のところ適切に汚水槽のほうに収納といいますか、納められたものについてはそのまま汲み取りの処理で問題ないというふうに考えております。

それと室内につきましては、使用の度、清拭をしますので、例えば一旦使用された患者様の後に、誰かが使用する前には速やかに消毒をしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 僕にもわかちちょっと考えたんですよ。病院の中ではそういうふうにアルコールで、トイレを利用するほうの管理はされてるなと思ったんだけど、汲み取りという言葉聞いたときに汲み取る側の用心の仕方って、八雲町ってその業者さんは特定されていますけども、その点の目配りとかされていたかなと思ってされていたかなと思って質問したわけです。病院だけの問題じゃなくて、そういう意味で町内の業者さんがそういった感染の疑いのある排せつ物の管理に問題はないのかなというところで質問しました。

○議長(能登谷正人君) 今の答弁は病院だけでいいですか。

○9番(三澤公雄君) 病院の責任からちょっと外れてるけどいいですか。要するに、病院だけ。

○議長(能登谷正人君) 一般も。

○9番(三澤公雄君) これ質問の範囲から外れるかなと思うんだけど、でも汲み取り式の物を借りるわけだ。その貸している専門のレンタル業者さんに。でもそこにもし病院に感染者が入ったって言ったら、八雲町で運営している病院であるわけだから、その排せつ物の管理もやっぱりある程度目が行き届いていないといけないんじゃないのかなということは質問の範囲に入るんじゃないかなと思って、町長以下その八雲町さんの八雲町内の業者が汲み取るのであればそこまでの配慮はされていますかという質問なんですけども、駄目ですか。

○議長(能登谷正人君) ですから答弁側は2つになると思います。

○9番(三澤公雄君) 町ですよ。町の然るべき。

○議長(能登谷正人君) させます。

○9番(三澤公雄君) はい。

○町長(岩村克詔君) 議長。町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 三澤議員ですね、私も大変これ危惧していました。ただ今のところ出ていないということで安心してはいますが、もし出た場合にですね、その菌が何時間生きてるとかそういうのもありますので、その辺は医師の感染等々ですね、八雲総合病院も感染の専門の医師がいますので、その辺はしっかりと医師と確認しながら汲み取り業者ともやっていきたいと思っています。最悪ですね、出た場合には一回ある程度の時間何処かに撤去しておいとくとか、そのあとにプレハブのトイレということで持ち運びできますの

で、一時使わないで何時間なのか24時間なのか私はわかりませんが、その辺は感染の医師と打ち合わせをしながらやりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 町長も危惧していて研究しているということで安心はしますが、一つの方法として借り上げるものが普通の汲み取りではなくて、バイオトイレのように自ら中の排せつ物を発酵させるというほうが安全なのかもしれないという部分で、研究機関等でそこで答えが出ていれば、最初からそれを借りるという方法もあると思うので、そういう意味での研究に期待します。

(何か言う声あり)

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時19分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第14 議案第15号

○議長(能登谷正人君) 日程第14 議案第15号 令和2年度八雲町一般会計補正予算第11号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長。財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第15号、令和2年度八雲町一般会計補正予算第11号について、ご説明いたします。追加議案書1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに754万6千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を179億647万3千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書5ページ下段をお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、754万6千円は、旧相沼小学校校舎等解体事業であります。解体工事は一般競争入札により、8月31日入札執行を予定し、当初、町内3事業者から入札参加申請を受けたところであります。入札執行前に全社から辞退の申し出があり、入札を中止したところであります。

辞退理由には、積算価格の差が挙げられていたことから、分析したところ、アスベスト含有材処理価格の設定と推察できたため、見直しし、改めて入札を執行いたしたく、積算価格増額分の工事請負費を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、754万6千円の追加であります。

続いて歳入でございます。

同じく議案書5ページ上段をお願いいたします。

11款、1項、1目地方交付税754万6千円の追加は、普通交付税で歳出に対応した計上であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の754万6千円の追加であります。

以上で、議案第15号、令和2年度八雲町一般会計補正予算第11号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) すみません。解体経費は全額でいくらになるんですか。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長。建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) ただ今の補正額を追加してですね、解体工事費の予算は、8,713万1千円というものであります。

○議長(能登谷正人君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 議案第16号

○議長(能登谷正人君) 日程第15 議案第16号令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 議案第16号、令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

議案書1ページであります。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、387万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、27億4,199万1千円にしようとするものであります。

国では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国保加入世帯の救済として、保険税の減免措置を設けたところでございます。

この減免に係る財源はすべて国費で賄われ、適用期間は現在のところ、令和2年2月分から令和3年3月分までの保険税とされております。

このたびは、この適用期間のうち、過年度分となる令和2年2月と3月の2か月間に収められた保険税の中から、遡及して減免が適用される見込みがでてきたため、当該減免見込み相当額の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正する内容について、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

5ページ、下段でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金387万6千円の追加は、先ほどご説明いたしました、過年度分の減免見込み相当にあたる還付金で、これまでの申請希望者、44名分の総額となります。

次に同ページ、上段の歳入でございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金387万6千円の追加は、歳出に対応する特別調整交付金補助でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後においても、補正を要する案件がでてきた場合には、その都度、柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案第16号、令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第16 報告第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第16 報告第1号 株式会社青年舎の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○農林課長(加藤貴久君) 議長。農林課長。

○議長(能登谷正人君) 農林課長。

○農林課長(加藤貴久君) 報告第1号、株式会社青年舎の経営状況の報告について、ご説明いたします。

議案書62ページをお開き願います。

本件につきましては、町が出資しております、株式会社青年舎の令和元年度経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告申し上げるものでございます。

議案書63ページをお開き願います。

その内容は、事業概要として今後、町内の酪農家戸数を維持、若しくは減少ペースを緩やかにし、酪農を維持していくことを目的に、町・農協・地域の生産者が出資し、令和元年6月27日、新たにその核となる株式会社青年舎を設立しました。

酪農への新規就農の入口としての研修機能と、生乳生産量の拡大を両立させ、自立した牧場経営を実現することにより、地域振興、農業振興を目指します。令和元年度につきましては、国の畜産クラスター事業等を活用した施設建設事業に向けて、準備を進めてきたところでございます。

2の決算の状況であります。当期につきましては設立未開業となっております。設立未開業は、法人設立はしておりますが、営利事業活動は開始していない状況であり、売上や経費を示す損益計算書等の作成はされておられません。

主な収入としては、資本金1,700万円、町より研修牧場施設整備事業補助金として5,481万円が主なものとなっております。

主な支出としては、設計料等の建設仮勘定や開業準備資金を支出しておりまして、期末の預金残高は1,968万円の決算となっております。

議案書64ページをお開き願います。

令和2年度の事業計画は、国の畜産クラスター事業と町補助金等を活用し、令和3年4月の稼働を目指して、フリーストール牛舎、乾乳舎、育成舎、哺乳舎、管理棟、研修棟、バンカーサイロ、ふん尿貯留槽等の建設工事を実施しております。

令和2年度につきましても本格稼働前とはなりますが、令和3年度以降の自給飼料の生産を行っていくため、予定損益計算書をお示ししているところでございます。

以上、概括ではありますが、株式会社青年舎の経営状況の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告が終わりましたが、質疑ございませんか。

○6番(大久保建一君) 議長。大久保。

○議長(能登谷正人君) 大久保君。

○6番(大久保建一君) 別法人のこういうこと聞けるかわかりませんが、わかれば、もし答えられるのであれば、役員貸付金 260 万円と支払手形の内訳がわかるのであれば教えてください。

○町長(岩村克詔君) 議長。町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) この役員貸付につきまして、個人情報も入りますので、お答えできませんけども、役員の中にですね、ちょっと経営が大変だということがありですね、農協さんと相談しながら青年舎が貸し付けたと、それはもう一括でですね、年度が変わった時点で返していただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長(能登谷正人君) よろしいですか。

(何か言う声あり)

○町長(岩村克詔君) 議長。町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 手形についてもですね、多少個人情報、農家の方の個人情報もありますので、それは年度を越えてですね、処理しているということでご理解いただければと思います。

○6番(大久保建一君) 今は。

○町長(岩村克詔君) 今は処理できていますので、よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これをもって本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第17 報告第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第17 報告第2号 令和2年度八雲町病院事業会計継続費の精算についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長。総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 報告第2号、令和元年度八雲町病院事業会計継続費の精算について、説明いたします。

議案書65ページをご覧ください。

本件は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、令和元年度八雲町病院事業会計継続費の精算について、議会に報告するものであります。

66ページをお開き願います。

別紙、継続費精算報告書により、説明いたします。

事業名は、総合病院病棟・サービス棟冷房設備改修事業で、平成30年度から令和元年度における2か年の継続費の総額は、全体計画2億5,098万9千円に対しまして、実績支払義務発生額1億9,218万6千円となり、その財源内訳は、記載のとおりでございます。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告が終わりましたが質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これをもって本件についても報告済みといたします。

◎ 日程第18 報告第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第18 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。本件は奨学金の返還に関する和解についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長(石坂浩太郎君) 議長。学校教育課長。

○議長(能登谷正人君) 学校教育課長。

○学校教育課長(石坂浩太郎君) 報告第3号専決処分の報告についてご説明いたします。追加議案書をご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをご覧ください。

本件は、奨学金の貸付けを受けて長期間にわたり返還しなかった相手方と、奨学金の返還に関する和解をしたものでございます。

和解の内容でございますが、1の当事者につきましては債権者は八雲町長、相手方は函館市の在住者でございます。

2の和解の要旨につきまして、相手方は町から奨学金の貸付けを受けておりましたが、長期間にわたり返還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかったため、町は相手方の債権回収に係る一切の件について、弁護士法人佐々木総合法律事務所へ委任し、本件奨学金の一括返還を請求したところ、未返還金全額について分割の方法に

より返還する旨の申入れがあり、町と相手方の間で返還方法について合意したため、本件奨学金の返還に関し民法第 695 条の規定により、和解するものでございます。

3 の和解の内容につきまして、(1) として、相手方は町に対し貸付けを受けた奨学金について 36 万円の支払義務があることを認める。

(2) として、相手方は町に対し未返還金を分割して町の代理人である弁護士事務所名義の金融機関口座に振込む方法により支払い、振込手数料は相手方の負担とする。償還期限及び償還額は、令和 2 年 9 月から令和 3 年 8 月まで毎月 15 日限り 3 万円ずつとしております。

(3) では、相手方は分割金の支払いを 2 回以上怠り、かつ、その額が 6 万円に達したときは当然に期限の利益を失うこと。

(4) では、期限の利益を失ったときは、相手方は町に対し第 1 項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益喪失の日の翌日から支払済みまで、年 5 分の割合による遅延損害金を直ちに支払うことを定めております。

3 ページをご覧ください。4 の和解に至るまでの経過概要につきまして、町は相手方に対し平成 15 年 4 月 23 日に本件奨学金の貸付けを決定し、平成 18 年 3 月まで 36 万円の貸付けを行いました。

しかしながら、相手方は本件奨学金の平成 19 年度分から平成 28 年度分までの 36 万円の返還を怠ったものであります。そこで、町の代理人である弁護士は相手方に対し、令和 2 年 7 月 31 日付内容証明郵便で受領後 7 日以内に本件奨学金の返還又は相談等の連絡がなければ法的措置に着手する意思表示を行ったところ、令和 2 年 8 月 3 日に相手方から未返還金を分割の方法により返還する旨の申入れがあり、8 月 31 日に相手方から合意書が提出されたことから、町と相手方の間で本件奨学金の返還に関し、民法第 695 条の規定により和解するものでございます。

以上、報告第 3 号 専決処分報告についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○9 番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） 平成 19 年から平成 28 年度分までの 10 年間、返還を怠った部分での利息とかは請求で発生しないのでしょうか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長。学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 奨学金については、規則の中で無利息ということで規定してございますので、返還が遅延した分についても利息は請求しないということでしてございます。

○9 番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今の答弁で行くと奨学金を貸してるときの利息の条例だと思うんですけども、返還を怠ったときの利息はそういうかたちになるんですか。

あともう一個、弁護士費用はどれくらいかかったんでしょうか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長。学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 利息の件に関しましては、弁護士さんと相談をさせていただいて、同意、今回同意をする訳ですけども、同意した内容、今後1年間、3万円ずつ返還することになってございますが、その約束を2回以上怠った場合については、残った分に対しまして、年5分の利息をもらうということで進めてございます。

また、弁護士費用につきましては、今回弁護士さんに委託している案件については、7件の案件を委託してございまして、着手金ということで35万円プラス消費税、38万5,000円を着手金ということで委託料ということで支払いをしております。

また、実際裁判に係る経費については、また別途お支払いすることと、あと回収が成功した場合には回収額の10%を弁護士さんに支払いするというところで委任契約を締結してございます。以上です。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 確認。裁判費用はこっち持ちになるんですか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長。学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 基本的に裁判になる場合は、おそらく八雲の簡易裁判所が所管裁判所として行われますので、札幌から弁護士の方に、札幌の弁護士事務所に委託してございますので、札幌から来ることになりまして、その費用については旅費と手数料ということで、一律5万円ということで委任契約をしているところでございます。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 日程第19 同意第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 同意第1号 八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第1号、八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、現委員3名が、11月17日をもって任期満了となることから、その後任の選任に

ついて議会の同意を求めようとするものであります。

選任しようとする委員については議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料1ページに記載しております。

いずれの方々も識見が高く、公正な立場で大局的な判断をいただける方であり、人望厚く誠実な人柄であることから、委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項に規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。議案書に記載の方々を八雲町固定資産評価審査委員会委員として同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案書に記載の方々を八雲町固定資産評価審査委員会委員として、同意することに決定いたしました。

◎ 日程第20 同意第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第20 同意第2号八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第2号、八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、現委員が11月30日をもって任期満了となり、農業委員会等に関する法律の改正により、選出方法が任命制に改められたことから、新たな委員の任命について議会の同意を求めようとするものであります。

任命しようとする委員については議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料2ページから4ページに記載しております。

いずれの方々も農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方であることから、委員として適任でありますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。よろしくお

願いたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本件については質疑討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案書に記載の方々を、八雲町農業委員会委員として、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案書に記載の方々を八雲町農業委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎ 日程第 21 同意第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 同意第 3 号 八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第 3 号、八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員のうち 1 名が 11 月 17 日をもって任期満了となることから、その後任の任命について議会の同意を求めようとするものであります。

任命しようとする委員については議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料 5 ページに記載しております。

教育に関する識見が高く、公正な立場で大局的な判断をいただける方であり、温厚にして誠実な人柄で委員として適任でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案趣旨の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本案については、質疑討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案書に記載の方を八雲町教育委員会委員として、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、議案書に記載の方を八雲町教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第22 発委第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第22 発委第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について説明を申し上げます。

本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害を多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっています。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、国土の根幹をなす、高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、以下、記載のとおり要望いたしますので、議員各位の皆様ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 23 発委第 2 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 23 発委第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○9 番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9 番(三澤公雄君) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について説明をします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、一般財源の激減が避けがたくなっています。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、以下記載のことを確実に実現されるよう、強く要望します。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 24 発議第 1 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 24 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4 番(横田喜世志君) 議長。横田。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4 番(横田喜世志君) 発議第 1 号、新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める

意見書について、提案説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりの中、政府が全都道府県を対象として発令した緊急事態宣言が発令され、5月25日には全都道府県において緊急事態宣言が解除されました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症との闘いは長期化することも見込まれているところであり、検査体制・医療提供体制のさらなる充実のほか、重篤化のリスクが高い方が多く利用する、社会福祉施設におけるクラスター対策など、現下の感染症を確実に抑え込みつつ、次なる感染拡大の波に確実に対応できるよう準備を進める必要があることから、下記11項目を要請するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第25 発議第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第25 発議第2号 コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書交付を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13番(宮本雅晴君) 議長。宮本。

○議長(能登谷正人君) 宮本君。

○13番(宮本雅晴君) 発議第2号、コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書。

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、さらに激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術ICTを活用した新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実に起こりはじめ、今後、その深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっている。

記1、全国5万カ所以上のキオスク端末マルチコピー機が設置されたコンビニエンスス

トアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を交付できるようにすること。

2、マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での申請については、各地方公共団体がその利用を希望すれば、申請はすぐに実施できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。

3、マイナンバーを活用した被災者台帳を全国の自治体で作成できるよう推進すること。

4、被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましては、何卒どうかご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) このコンビニで交付を受けるためには、マイナンバーカードが必要です。政府がマイナンバーカードを利便性の高いデジタル社会の基盤と位置付け、様々なメリットを語り、あの手この手の誘導策を示していますが、国民にはあまり広がらない状況があります。この罹災証明書のコンビニ交付もあの手この手の一つです。

昨年10月、内閣府のマイナンバー制度に関する世論調査では、取得の予定が今後もない人が53%にのぼり、うち6割近くは必要性が感じられないとし、2割以上が個人情報の漏洩や紛失、盗難を心配しています。

以上のことから、この意見書案には反対いたします。

○議長(能登谷正人君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 26 発議第 3 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 26 発議第 3 号 特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3 番(佐藤智子君) 発議第 3 号、特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、給付の基準日である令和 2 年 4 月 27 日に、住民基本台帳に記載されている者を給付対象者として、一人につき 10 万円を市区町村から給付するものであります。

記、基準日以降に単身の世帯主が死亡した場合は、遺族が特別定額給付金の申請を行うことができるよう取扱いを変更すること。それとともに、遺族から申請が行われた場合には、申請期日を越えても受付を行うことができるよう制度の見直しを行うこと。

また、変更にあたっては、無用の混乱が生じないよう全国一律の取扱いとするとともに、制度の見直し内容を明確にし、十分な周知を行うなど、円滑な給付に向けて取り組むこと。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 27 発議第 4 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 27 発議第 4 号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13 番(宮本雅晴君) 議長。宮本。

○議長(能登谷正人君) 宮本君。

○13 番(宮本雅晴君) 発議第 4 号ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速 200 kmで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001 年の本格運航以来、これまで全国 43 道府県に 53 機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018 年度には 2 万 9,000 件を超えた。7 月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、“空飛ぶ治療室”の役割は着実に増している。

記 1、ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。

2、消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善及び予算措置を図ること。

3、ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。

4、ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出する。議員の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 28 発議第 5 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 28 発議第 5 号 北海道子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 発議第5号、北海道子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

今、少子化の進行や子どもの貧困が、北海道の喫緊の課題になっています。

2017年に北海道が実施した、子どもの生活実態調査では、全国平均を上回る5人に1人が貧困状態にあり、経済的理由で受診を断念せざるを得なかった世帯が17.8%、非課税世帯では32.6%と高いことがわかりました。

子どもの医療費無料化の拡充は、幅広い道民の願いになっており、子どもたちをめぐる厳しい実態からも、一日も早い改善が求められます。

よって、以下について要望します。

お金の心配をせずに必要な時に医療機関を受診できるよう、北海道の子ども医療費助成制度を拡充すること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第29 発議第6号

○議長(能登谷正人君) 日程第29 発議第6号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 発議第6号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書。

主要農作物種子法が2018年4月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の

安定供給への不安感が払しょくされない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する種苗法の一部改正案が提出された。

記1、今回の改正案では、すべての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付できる環境を整えること。

2、主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種

子の研究・開発などを、今までどおり国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。

3、外資系企業における地域ブランドなどへの、優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長(能登谷正人君) 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長(能登谷正人君) これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和2年第3回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1時22分]